

金融機関名

_____ 宛て

伊達市中小企業信用保証料補助金の交付に関する情報提供承諾書

年 月 日 付けで伊達市長に申請した伊達市中小企業信用保証料補助金について、同補助金の交付が決定となったのちに、伊達市中小企業信用保証料補助金等の交付に関する要綱第5条各号の規定に該当することが判明した場合又はその可能性があると認められた場合には、貴行が補助金の対象となった融資に関する次の情報を伊達市に提供することについて承諾します。

また、要綱第5条第3号に該当する場合には、その内容について速やかに貴行に報告します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

電話番号

1 伊達市中小企業信用保証料補助金交付の対象となる融資

融資制度名	
借入日	年 月 日
借入金融機関名及び支店名	
借入金額	円
借入期間	年 月 日 ~ 年 月 日
信用保証協会保証番号	
信用保証料（率）	円（保証料率 %）

2 対象となる情報提供の項目

- (1) 事業所名 (2) 代表者名 (3) 融資制度名 (4) 融資金額
(5) 完済予定日 (6) 繰上完済日 (7) 最終償還金額 (8) 信用保証協会発行の保証番号
(9) その他(1)から(8)までに掲げる情報に付帯する情報

3 その他

- (1) この承諾書の原本は、金融機関が保管すること。
(2) この承諾書の写しを2部作成し、うち1部は伊達市中小企業信用保証料補助金交付申請書に添付するものとし、1部は申請者が保管すること。

4 伊達市中小企業信用保証料補助金等の交付に関する要綱 (抜粋)

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第5条 市長は、補助金の交付決定の通知又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により融資又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 当該融資について、早期完済又は保証期間の短縮を行った場合等で、協会に対し信用保証料の返戻があったとき。